

第 2 9 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年 5月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成28年 5月 2日付け情報公開請求（平成22年 8月30日から平成23年 4月 7日までのハラスメント審査会に係る委員長及び委員並びに審査会幹事、同調査会の委員長及び委員、同防止対策委員、同相談員、同事務局職員が送受信した電子メール全て）について、各委員（教授等）の元に事務局総務課からの送受信メールの存在がありながら、公開できない理由の分かるもの（事務局総務課の職員Aの恣意的に残しているわずかな送信メールだけを特定し公開決定しているが、し、各委員（教授等）の元には事務局総務課との送受信メールの多くの存在がある。）

- 2 同年 5月27日、実施機関は、本件公開請求に対して、弁明意見書（26総務第70号の 7、26総務第74号の 7）（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 7月 7日、審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁である公立大学法人名古屋市立大学に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、公開しない理由として次に掲げる理由を主張している。
 - (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当
異議申立人に関する情報につきましては、通常他人に知られたくないと認められるものに該当するため。

2 上記 1の公開しない理由に加え、実施機関は、弁明書において次のように主張する。

(1) 審査請求人は、審査請求書において次のように主張する。

「元々、当該弁明意見書は法令違反が記載してある問題ばかりの文書であるが、公開請求対象となるものでなく、明らかに失当である。」

(2) しかし、本件行政文書には、ハラスメント審査会の委員等（退職等した職員を除く。）が送受信した電子メールについて、条例第 7条第 1項第 5号に該当するとして非公開としたことについて、そのように判断した理由が記載されている。

(3) さらに、本件行政文書にはハラスメント審査会の委員等（退職等した職員に限る。）が送受信した電子メールについて、削除されており、存在しないと記載されている。

(4) すなわち、本件公開請求にて求められている理由は、本件行政文書に記載されていることから、本件行政文書を特定した本件処分は適当である。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を公開することを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成28年 5月 2日、請求の内容を「平成22年 8月30日から平成23年 4月 7日までのハラスメント審査会に係る委員長及び委員並びに審査会幹事、同調査会の委員長及び委員、同防止対策委員、同相談員、同事務局職員が送受信した電子メール全て」との行政文書公開請求をしたが、実施機関は同月13日、既に公開済みである事務局総務課職員の発信メールだけを公開し、教授等の受信メールは文書不存在としてすべて非公開とした。発信メールがあれば、当然、受信メールは存在する。

(2) 公開請求に係る電子メールを特定及び公開できない規定等を確認するために、本件公開請求をしたが、実施機関は、平成27年 4月 6日付け弁明意

見書（26総務第70号の 7、26総務第74号の 7）を公開決定した。本件行政文書は、法令違反が記載してある問題ばかりの文書であるが、公開請求対象となるものでなく、明らかに失当である。

したがって、実施機関は「市民を愚弄し、条例違反を犯していないこと」を証明するために、適切な公開対象文書等を直ちに特定し、公開すべきである。

- (3) 実施機関が特定した本件行政文書は、公開できない理由とは異なる。実施機関の対応は不誠実である。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

- (1) 本件行政文書が、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件行政文書以外に本件公開請求の対象となる行政文書が存在するか否か（以下「争点②」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 審査請求人は条例に基づき、次の行政文書公開請求を行った事実が認められる。

- (1) 本件行政文書の前提となる平成27年 1月 6日付け行政文書公開請求（以下「別件公開請求①」という。）の経緯について
- ア 審査請求人は、次の内容の別件公開請求①を行った。

「名市大事務局総務課職員 B 及び職員 A（平成22年度頃当時）からハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会の委員等へ送信されたメールについて、各委員（各教授等）の端末における

受信メール及び返信メールまたは送信メール並びに当該メールの関連メール」。

イ 同年 1月21日、別件公開請求①に対し、実施機関は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すること及び請求に係る行政文書が存在しないことを理由として非公開決定を行った（以下「別件処分①」という。）

ウ 同年 2月 6日、実施機関は、別件処分①を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

エ 同年 3月26日、実施機関は、当該異議申立てに関して、別件処分①の処分に係る弁明が記載された本件行政文書を作成し、当審査会に提出した。

(2) 本件公開請求の前提となる平成28年 5月 2日付け情報公開請求（以下「別件公開請求②」という。）について

ア 審査請求人は、次の内容の別件公開請求②を行った。

「平成22年 8月30日から平成23年 4月 7日までのハラスメント審査会に係る委員長及び委員並びに審査会幹事、同調査会の委員長及び委員、同防止対策委員、同相談員、同事務局職員が送受信した電子メール全て」。

イ 同年 5月13日、別件公開請求②に対し、実施機関は、請求に該当する行政文書のうち、ハラスメント審査会の委員等（退職等した職員を除く。）が送受信した電子メール等については、本学が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第 7条第 1項第 5号に該当すること及び退職等した職員については、請求に係る行政文書が存在しないことを理由として非公開決定（以下「別件処分②」という。）を行った。

(3) したがって、別件公開請求①には別件公開請求②の内容を含んでいることが認められる。

4 本件行政文書について

本件行政文書は、別件処分①に対する異議申立てに関して実施機関が作成した弁明意見書であり、当該処分において、実施機関が別件公開請求①の対

象となる電子メールを非公開とした理由が記載されている。

また、上記 3 (3) のとおり、本件行政文書は、本件公開請求で求められている別件公開請求②の対象となる電子メールを非公開とした理由も記載されている。

5 争点①及び争点②について

審査請求人は、本件処分において、本件行政文書を特定したことは誤りであり、公開すべき文書が他に存在すると主張するため、争点①及び争点②について判断する。

(1) 本件公開請求の対象となる行政文書は、別件処分②においてハラスメント審査会委員等が送受信した電子メールが条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するため非公開とされたことについて、実施機関がそのように判断した理由が記載された行政文書であると解される。

(2) 上記 4 のとおり、本件行政文書には別件処分②の処分理由について記載されており、本件公開請求の対象となる行政文書と認められる。

(3) 一方、条例第13条において、行政文書公開請求に係る行政文書の全部または一部を公開しないときは、公開請求者に対して、書面によりその理由を示さなければならず、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならないと規定する。

したがって、行政文書公開請求に係る非公開の理由は、通常決定通知書にも具体的に記載されていると推認される。

(4) 審査請求人は、上記 (1) のとおり審査請求人自身になされた別件処分②に対して審査請求を行う前に、別件処分②の非公開理由を求める本件公開請求をし、本件審査請求に至っている。

別件処分②の非公開の理由は当該決定通知書に記載されていることから、本件公開請求の趣旨を満たす行政文書としては、別件処分②の決定通知書が該当する可能性は否定できない。

(5) この点について審査会が調査したところ、実施機関は、別件処分②の決定通知書には、公開しない理由として、根拠となる条文の規定の記載にとどまっており具体的な理由の記載がないことや、本件公開請求書に記載されている「事務局総務課の職員 A の恣意的に残しているわずかな送信メー

ルだけを特定し公開決定しているが、」という記述より、請求者は別件処分②の決定通知書を入手した上で請求を行っているとは解されることから、別件処分②の決定通知書を特定せず、公開しない具体的な理由が記載されている行政文書である弁明意見書を特定したと回答している。このことから、実施機関が本件公開請求の対象となる行政文書として別件処分②の決定通知書を特定することなく、本件行政文書のみを特定したことが不合理であるとまでは認められない。

(6) なお、条例上作成することは求められてはいないが、例えば非公開決定をするにあたっての検討過程において、非公開の理由を記載した行政文書を実施機関が作成することも全く想定されない訳ではないが、実施機関の当該行政文書を作成していないという主張は不合理であるとは認められない。また、審査請求人から当該行政文書が存在していると認めるに足りる主張はなされておらず、当該行政文書の存在を推認させる具体的な事実も認められない。

(7) 以上のことから、実施機関が本件行政文書のみを特定し、一部公開とした本件処分は結論において妥当であると認められる。

6 審査請求人はその他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

本件公開請求は、上記第 5 5 (1)のとおり別件処分②の非公開決定の理由を求める公開請求であり、審査請求人の主張等を踏まえると、別件処分②に対する審査請求と実質的には同視することができる。

現に審査請求人は別件処分②について、審査請求をしている事実が認められるが、本件公開請求時点においては、当該審査請求は提起されていなかった。

したがって、本件公開請求に対し、実施機関は、請求の趣旨を明らかにするための補正等の手続きを行い、当該請求の趣旨が別件処分②に対して異議を申立てる趣旨であれば、審査請求の手続きを案内する等、適切な対応をすべきであったと認められる。

今後、実施機関においては、制度の趣旨を十分に理解したうえで、適切に対応することを要望する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 7月14日	諮問書の受理
8月 8日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
9月 6日	弁明書の受理
9月29日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知
10月26日	反論意見書の受理
令和元年 9月20日 (第21回第 2小委員会)	調査審議
10月18日 (第22回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第22回第 2小委員会)	調査審議
11月15日 (第23回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年10月19日 (第30回第 2小委員会)	調査審議
11月30日 (第31回第 2小委員会)	調査審議
12月24日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充